

鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県産材を使った民間における非住宅建築物の木造化、内外装木質化等を支援し、県産材の利用促進を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「県産材」とは、県内の森林で育ち伐採された原木を県内で製材・加工した製材品又は部材のすべてが同原木を県内で加工した木材で構成された製品（単板積層材、直交集成板及び合板）をいう。

2 この要綱において「非住宅建築物」とは次の各号に掲げる恒久的な建築物をいう。

- (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項の住宅以外の建築物
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項の共同生活援助を行う建築物
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項の認知症対応型共同生活介護又は同法第8条の2第15項の介護予防認知症対応型共同生活介護を行う建築物
- (4) 更正保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項の更正保護事業を行う建築物
- (5) その他別途県が認める建築物

3 この要綱において「木造化」とは、県内で非住宅建築物を新築、増築、改築するに当たり、主として構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建築基準法施行令」という。）第1条第3号の規定による構造耐力上主要な部分をいう。）に10立方メートル以上の県産材を使用することをいう。

4 この要綱において「内外装木質化等」とは、県内で非住宅建築物の内外装に県産材を使用（以下「内外装木質化」という。）又は県産材を主たる原材料として使用した什器を建築物に設置することで、0.05立方メートル以上の県産材を使用することをいう。

5 この要綱において「木育スペース」とは、主として未就学児又は小学生が、内外装木質化等を行った区域で県産材に触れながら遊び学べる場所をいう。

6 この要綱において「建築物木材利用促進協定」とは、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項の協定をいう。

7 この要綱において「延床面積」とは、建築基準法施行令第2条第1項第4号に規定する面積をいう。

8 この要綱において「CLT」とは、県産材の直交集成板をいう。

(補助金の交付)

第4条 県は第2条の目的の達成に資するため、次の事業を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 別表1の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）
- (2) 別表2の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）に対し、間接補助金を交付する事業

2 本補助金の額は、補助事業については、別表1の第2欄に掲げる者に対し、同表第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める単価又は率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）、同表の第5欄に定める額又は第6欄に定めるところにより算出した額及び第5条第1項の実施計画における補助金額のうちいずれか低い額以下とする。

また、間接補助事業については、別表2の第2欄に掲げる者に対し、その者が行う間接補助事業に要する同表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額を除く。）に同表の第4欄に定める単価又は率を乗じて得た額、同表の第6欄に定める額又は第7欄に定めるところにより算出した額及び第5条第1項の実施計画における補助金額のうちいずれか低い額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

（事業の実施）

第5条 補助事業者（本補助金の交付を受ける者をいう。以下同じ。）は、毎年2月14日（休日のときは、直前の平日）までに、木造化の場合にあっては様式第3-1号、内外装木質化等の場合にあっては様式第3-2号の実施計画を作成し、様式第1号の申請書に添付して鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課長（以下「課長」という。）に提出するものとする。

2 課長は、提出を受けた実施計画の内容を適当と認めたときは、様式第2号により補助事業者へ通知するものとする。

3 補助事業者は、第7条に定める交付決定の時期に関わらず、第2項の通知の日以降に補助事業及び間接補助事業に着手し、翌年度の2月末日までに事業を完了するものとする。

4 補助事業者は、別表1の第1欄の非住宅木造建築拡大推進事業費補助金運営事業について、第7条に定める交付決定の時期に関わらず、交付決定年度の4月1日以降の補助事業に要する経費の額を補助対象とすることができる。

5 計画の変更については、第1項に準じて行うものとする。

（交付申請の時期等）

第6条 本補助金の交付申請は、課長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、木造化の場合にあっては様式第3-1号、内外装木質化等の場合にあっては様式第3-2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費（間接補助事業にあっては、間接補助対象経費）の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第8条 補助事業者は、第4条第1項第2号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条第2 項後段、第17条、第25条及び 第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 補助金の増額

(2) 間接補助金の増額

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第10条 補助事業者は、第8条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第7条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助金の増額

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第11条 補助事業者は、第8条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(進捗状況報告の時期)

第12条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

2 前項の報告は、様式第5号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第13条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日（間接補助事業にあっては間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日）から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、知事が別に定める日と補助事業又は間接補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日 のいずれか早い日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、木造化の場合にあっては様式第3-1号、内外装木質化等の場合にあっては様式第3-2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費（間接補助事業にあっては、間接補助対象経費）の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第6号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第14条 補助事業者は、間接補助事業を行う場合において本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(補助事業者等の協力等)

第15条 本事業に係る非住宅建築物の建築主（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第16号の建築主をいう。以下同じ。）、設計者及び施工者（以下「建築主等」という。）並びに補助事業者は、原則として県が行う当該非住宅建築物の県産材活用等に係る広報、とっとりカーボンストレージの認証（とっとりカーボンストレージ認証制度実施要領（令和4年1月19日付第202100257510号鳥取県農林水産部長通知）第3条の認証をいう。以下同じ。）に係る申請等に協力するものとする。

2 建築主等は、本事業に係る非住宅建築物の玄関、エントランスホール、受付等県民の目に触れやすい部分において、県産材による構造材現し又は内外装木質化等に努めるものとする。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度に実施する事業から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月6日に施行し、令和4年度に交付決定を行う事業から適用する。
- 2 この改正前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月3日に施行し、令和5年度に交付決定を行う事業から適用する。
- 2 この改正前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月29日に施行し、令和6年度に交付決定を行う事業から適用する。
- 2 この改正前に交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表1（第4条関係）

1 補助事業名	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額	6 上限事業費
非住宅木造建築拡大推進事業費補助金運営事業	間接補助金を交付する農林水産業関係団体	間接補助事業及びとっとりカーボンストレージの認証のPR等に係る経費（報酬、通勤手当、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、車燃料代、光熱水費）、賃金、委託料、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用賃借料等）	10/10	間接補助金額の10%	
非住宅木造建築拡大推進事業（木造化）	木造化を行う者（建築主、設計者、施工者）	県産材の材料代に要する経費	4.5万円/m ³ （うちCLTは3万円/m ³ を加算）	135万円/件 （30m ³ /件）	
非住宅木造建築拡大推進事業（内外装木質化等）	内外装木質化等を行う者（建築主、設計者、施工者）	内外装木質化等に要する経費（什器単独の場合は、CLTを使用又は木育スペースを設置している場合に限る。）	1/3、ただし、木育スペースを設置する場合は1/2		200万円

- (1) 木造化と内外装木質化等は併用できない。ただし、建築物木材利用促進協定を締結している場合はこの限りでない。この場合において、内外装木質化等の補助対象とした県産材の材積は、木造化の補助対象外とする。
- (2) 国、県又は市町村が建築主の施設、神社、寺院又は教会その他これに類する施設及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業に該当する施設は対象としない。
- (3) 設計者又は施工者が事業実施主体になる場合は、元請けの場合に限る。

別表2（第4条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助単価・補助率	5 間接交付主体	6 補助上限額	7 上限事業費
非住宅木造建築拡大推進事業（木造化）	木造化を行う者（建築主、設計者、施工者）	県産材の材料代に要する経費	4.5万円/m ³ （うちCLTは3万円/m ³ を加算）	農林水産業関係団体	135万円/件 （30m ³ /件）	—
非住宅木造建築拡大推進事業（内外装木質化等）	内外装木質化等を行う者（建築主、設計者、施工者）	内外装木質化等に要する経費（什器単独の場合は、CLTを使用又は木育スペースを設置している場合に限る。）	1/3、ただし、木育スペースを設置する場合は1/2	農林水産業関係団体	—	200万円

- (1) 木造化と内外装木質化等は併用できない。ただし、建築物木材利用促進協定を締結している場合はこの限りでない。この場合において、内外装木質化等の補助対象とした県産材の材積は、木造化

の補助対象外とする。

(2) 国、県又は市町村が建築主の施設、神社、寺院又は教会その他これに類する施設及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業に該当する施設は対象としない。

(3) 設計者又は施工者が事業実施主体になる場合は、元請けの場合に限る。

様式第1号（第5条関係）

鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画申請書

年 月 日

鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課長 様

申請者 住 所
名 称
代表者職氏名

鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付要綱を承知の上、別添のとおり、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画書を添えて提出します。

【担当者】

氏 名	
役職・所属	
連絡先 (電話・メール)	

様式第2号（第5条関係）

番 号
年 月 日

名 称
代表者職氏名 様

鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課長
(公印省略)

鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画の承認及び交付申請書の提出について（通知）

年 月 日付けで提出された実施計画については、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付第202000350290号鳥取県農林水産部長通知、以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき承認しますので、要綱第6条の規定により下記のとおり交付申請書を提出してください。

(担当者)

記

- 1 交付申請期限
年 月 日 ()
ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証の公布の都合上期限内の提出が困難な場合は、当該公布日の10日後と 年 月 日のうちいずれか早い日

※下線部は木造化の場合で必要時のみ記載

- 2 施設の名称
- 3 交付申請書の提出先
鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課

年度 鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画 (報告) 書 木造化

1 事業の目的

2 事業の内容

施設の名称	
施設の所在地	
施設の用途	
施設の規模	階数：地上 階 階数：地下 階 延床面積 m^2
県産材使用量及び木材使用量 (県産材使用率)	県産材使用量 (%) m^3 木材使用量 m^3
各部分の県産材使用量	C L T m^3 構造耐力上主要な部分 ($10 m^3$ 以上) m^3
県産材のうち、構造材現し又は内外装木質化等を行う部分	
建築費 (税抜き)	円
木工事に係る建築費 (税抜き)	円
工期 (予定)	年 月 日 ~ 年 月 日
木工事に係る期間 (予定)	年 月 日 ~ 年 月 日
間接補助事業者 (名称)	
代表者名 (職・氏名)	
施工者 (建築業者の名称)	
所在地	
担当者 (職・氏名)	
連絡先	電話： メールアドレス：
設計者 (設計事務所の名称)	
所在地	
担当者 (職・氏名)	
連絡先	電話： メールアドレス：
建築主 (団体又は氏名)	
所在地	

担当者（職・氏名）	
連絡先	電話： メールアドレス：

- (注) ア 木材使用量、県産材使用量、建築費については、実施計画時は概算とする。
 イ 構造耐力上主要な部分は、建築基準法施行令第1条第3号の規定による基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。
 ウ 間接補助事業を行う場合は、間接補助事業者の欄を入力する。

3 補助金の額

(1) 非住宅木造建築拡大推進事業（木造化）

種類	県産材使用量 (A)	単価 (B)	補助金額 (A×B)
県産材	m ³	4.5万円/m ³	(C) 円
うちCLT	m ³	3万円/m ³	(D) 円
合計			(C+D) 円
補助金額（最大135万円）			円
(樹種別の内訳)			
	m ³		
	m ³		
	m ³		

(注) 補助金額は最大135万円を上限とする。

(2) 非住宅木造建築拡大推進事業費補助金運営事業

事業費 (D)	補助率 (E)	補助金額 (D×E)
((C) × 10%) 円	10/10	円

(注) 木造化の補助金額の10%を上限とする（間接補助事業を行う場合のみ記載）。

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 他の補助金の活用

(1) 活用の有無（有・無）

※他の補助金活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを選択すること。

(2) 活用補助金の概要

※JAS構造材個別実証支援事業（以下「JAS事業」という）を活用する場合は、補助金名にJAS

事業を記入しそれ以外の事業を活用する場合は、補助金名、所管する所属及び部署名、電話番号、補助内容及び補助対象を記載すること。

補助金名	所管する所属及び部署名	電話番号
補助内容及び補助対象		

(注) 補助内容及び補助対象の記載は、当該補助事業の交付要綱、交付申請書等の添付に代えることができる。

6 消費税の取り扱い（該当するものを選択）

一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者 特定収入割合が5%を超えている公益法人等
仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

7 添付書類

実施計画書には、以下の資料を添付すること。

- (1) 施工位置図、設計図面（県産材の使用箇所が分かる配置図、平面図、立面図等）
- (2) 補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第7号）
- (3) その他、県が必要と認める書類

交付申請時には、以下の資料を添付すること。なお、実施計画書に添付した内容と同じ場合は、添付の必要はありません。

- (1) 施工位置図、設計図面（県産材の使用箇所が分かる配置図、平面図、立面図等）
- (2) 木材使用量、県産材使用量が確認できる資料（樹種別に分かるものであって、県産材のうち構造耐力上主要な部分以外の部材を明示したもの）
- (3) 建築費の内訳が確認できる資料（見積書鑑、設計金額内訳表、木工事費明細等）
- (4) 確認済証の写し又は建築工事届の写し（10㎡を超える建築物）
- (5) 補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第7号）
- (6) その他、県が必要と認める書類

実績報告時には、以下の資料を添付すること。

- (1) 施工位置図、設計図面（交付申請時から変更となった場合に添付）
- (2) 木材使用量、県産材使用量が確認できる資料（納品書の写し等、樹種別に分かるものであって、県産材のうち構造耐力上主要な部分以外の部材を明示したもの）
- (3) 鳥取県産材産地証明書の写し（鳥取県産材活用用議会等が発行するもの）
- (4) 写真（施工前写真、施工状況写真、完成写真（外部及び内部））
- (5) 間接補助金を交付する場合は、非住宅木造建築拡大推進事業費補助金運営事業の実施内容、経費及び事務費が確認できる資料
- (6) その他、県が必要と認める書類

様式第3-2号 **内外装木質化等** (第5条、第6条、第13条関係)

年度 非住宅木造建築拡大推進事業実施計画(報告)書 **内外装木質化等**

1 事業の目的

2 事業の内容

施設の名称			
施設の所在地			
施設の用途			
施設の規模	階数：地上 階、地下 階	延床面積：	m ²
内外装木質化等の規模	内外装木質化等の面積： m ²	延床面積：	m ²
木材使用量	m ³		
県産材使用量(0.05 m ³ 以上)及び使用率	m ³ (%)		
内外装木質化等の内容			
内外装木質化	木質化する部分	使用する県産材(樹種別)	材積
	(記載例) 床	杉フローリング(4m×18cm×30mm)	0.4 m ³
			m ³
(注) 木質化する部分別に使用する樹種別の県産材使用量を記載すること。			
什器等の制作・購入		(注) 什器等の制作、購入の内容及び県産材使用量を記載すること。	
内外装木質化等に係る経費		円	
内外装木質化等の期間(予定)		年 月 日 ~ 年 月 日	
間接補助事業者(名称)			
	代表者名(職・氏名)		
施工者(建築業者の名称)			
	所在地		
	担当者(職・氏名)		
	連絡先	電話： メールアドレス：	
設計者(設計事務所の名称)			
	所在地		

	担当者（職・氏名）	
	連絡先	電話： メールアドレス：
建築主（団体又は氏名）		
	所在地	
	担当者（職・氏名）	
	連絡先	電話： メールアドレス：

(注) ア 木材使用量、県産材使用量、内外装木質化等の内容、内外装木質化等に係る経費については、実施計画時は概算とする。

イ 間接補助事業を行う場合は、間接補助事業者の欄を入力する。

3 補助金の額

(1) 非住宅木造建築拡大推進事業（内外装木質化等）

区分	事業費（A）	補助率（B）	補助金額（A×B）
内外装木質化に係る経費	円	—	—
什器等の制作・購入に係る経費	円	—	—
計	円	1/3 (木育スペース設置 1/2)	(C) 円
	(> 2, 000千円) = 2, 000千円	1/3 (木育スペース設置 1/2)	(C) 666, 666 円 (1, 000, 000円)

(注) ア 内外装木質化等に係る経費の事業費は2, 000千円を上限とする。

イ 木育スペースの設置の場合は、補助率を1/2とする。

ウ 什器単独の場合は、県産CLT材を使用した場合又は木育スペースを設置した場合に限る。

(2) 非住宅木造建築拡大推進事業費補助金運営事業

事業費（D）	補助率（E）	補助金額（D×E）
((C) × 10%) 円	10/10	円

(注) 内外装木質化等の補助金額の10%を上限とする（間接補助事業を行う場合のみ記載）。

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 他の補助金の活用

(1) 活用の有無（有・無）

※他の補助金活用の有無について、「有」、「無」のいずれかを選択すること。

(2) 活用補助金の概要

※他の事業を活用する場合は、補助金名、所管する所属及び部署名、電話番号、補助内容及び補助対象を記載すること。

補助金名	所管する所属及び部署名	電話番号
補助内容及び補助対象		

(注) 補助内容及び補助対象の記載は、当該補助事業の交付要綱、交付申請書等の添付に代えることができる。

6 消費税の取り扱い（該当するものを選択）

(1) 補助事業者

一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者 特定収入割合が5%を超えている公益法人等
仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

(2) 間接補助事業者

一般課税事業者 簡易課税事業者 免税事業者 特定収入割合が5%を超えている公益法人等
仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

7 添付書類

実施計画書には、以下の資料を添付すること。

- (1) 施工位置図、設計図面（県産材の使用箇所が分かる配置図、平面図、立面図等）
- (2) 補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第7号）
- (3) 内外装木質化等の経費の内訳が確認できる資料（見積書鑑、見積金額内訳等及び必要に応じてエクセルデータ）
- (4) 建築物木材利用促進協定書の写し（該当する場合に限る。）
- (5) 木育スペースを設置する場合は、その活用方法等概要がわかる図面及び資料
- (6) その他、県が必要と認める書類

交付申請時には、以下の資料を添付すること。なお、実施計画書に添付した内容と同じ場合は、添付の必要はありません。

- (1) 施工位置図、設計図面（県産材の使用箇所が分かる配置図、平面図、立面図等）
- (2) 木材使用量、県産材使用量が確認できる資料（樹種別に分かるもの）
- (3) 内外装木質化等の経費の内訳が確認できる資料（見積書鑑、見積金額内訳等及び必要に応じてエクセルデータ）
- (4) 補助金の申請者・受領者が建築主以外の場合は建築主の承諾書（様式第7号）
- (5) 木育スペースを設置する場合は、その活用方法等概要がわかる図面及び資料
- (6) その他、県が必要と認める書類

実績報告時には、以下の資料を添付すること。

- (1) 施工位置図、設計図面（交付申請時から変更となった場合に添付）
- (2) 木材使用量、県産材使用量が確認できる資料（納品書の写し等樹種別に分かるもの）
- (3) 内外装木質化等の経費の最終的な内訳が確認できる資料（請求書鑑、金額内訳等証票書類及び必要に応じてエクセルデータ）

- (4) 鳥取県産材産地証明書の写し（鳥取県産材活用用議会等が発行するもの）
- (5) 施工前写真、施工状況写真、完成写真、木育スペース写真（該当する場合に限る。）
- (6) 間接補助金を交付する場合は、非住宅木造建築拡大推進事業費補助金運営事業の実施内容、経費及び事務費が確認できる資料
- (7) 木育スペースを設置する場合は、その活用方法等概要がわかる図面及び資料（交付申請時から変更となった場合に添付）
- (8) その他、県が必要と認める書類

様

職 氏 名

年度 鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | |
|------------|---|
| （1）算定基準額 金 | 円 |
| （2）交付決定額 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されたとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、対象経費の実績額について、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付第202000350290号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名

年度 鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
交付決定を受けた年度に係る実績（A）	円	円
交付決定を受けた年度の翌年度に係る見込（B）	円	円
交付決定を受けた年度の県産材使用量	m ³	
交付決定を受けた年度の翌年度に係る県産材使用量（見込）	m ³	
事業着手年月日	年	月 日
事業完了予定年月日	年	月 日

（注） AとBの合計は交付決定額と一致する。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
名 称
代表者職氏名

年度鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業仕入控除額確定報告書

年 月 日付第 号で交付決定の通知のあった鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付第202000350290号鳥取県農林水産部長通知）第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付された補助金等の額の確定額

金 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 円

5 添付資料

- （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課長 様

建築主 住 所
名 称
代表者職氏名

年度 鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金承諾書

鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の計画申請、交付申請、補助金受領に当たり、下記のとおり請負契約締結者から説明を受け、その内容等について承諾しました。

記

1 施設の名称、所在地

2 請負契約締結者（補助金の申請者）

住 所
名 称
代表者職氏名

3 事業計画

年度 鳥取県非住宅木造建築拡大推進事業実施計画書のとおり

4 補助金の受領

本補助金の受領者は次のとおり
（ 施工者 ・ 設計者 ）

（注1）この様式は、補助金の申請者及び受領者が建築主以外の場合に提出してください。

（注2）4 補助金の受領については、補助金の受領者として施工者又は設計者のいずれかを○で囲んでください。